

計画の推進と「子ども・若者・子育て会議」の進め方について

1 計画の推進の評価と審議の進め方(案)

「多摩市子ども・若者・子育てプラン」の推進にあたっては、「多摩市子ども・若者・子育て会議」で審議し、学識経験者や市民委員などの意見を聴きながら、特に子ども・若者に関わる事業については、それぞれの施策に応じて当事者である子ども・若者の声を聴きながら取り組むこととしています。

本会議では、(1)点検・評価・方向性の確認を毎年度行うとともに、(2)選定したテーマの審議を行うことで、計画を評価・推進したいと考えています。

(1) 点検・評価・方向性の確認（毎年度）

計画の推進状況は、基本方針や施策に基づく具体的取組の重点事業に設定した目標指標により、毎年度点検・評価を行います。実績値だけで推進状況を評価することが難しい場合も考えられることから、実績の分析や改善点の洗い出し、今後の方向性などについて確認を行うことになっています。

(2) 選定したテーマの意見交換（次期計画に向けて）

毎年度行う点検・評価に加え、特に審議を深める必要がある課題(例えば虐待防止、若者支援など)をテーマに選定し、当事者や専門家等の意見を伺う機会を設け、市の現状と課題を共通認識したうえで意見を交わし、その結果をニーズ調査や次期計画に反映したいと考えています。

多摩市子ども・若者・子育てプラン ～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～					次期計画 令和12年度 ～令和16年度
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
前計画の点検・ 評価まとめ	(1) 点検・評価・ 方向性の確認	(1) 点検・評価・ 方向性の確認	(1) 点検・評価・ 方向性の確認	(1) 点検・評価・ 方向性の確認	現計画の点検・ 評価まとめ
	(2) 選定テーマの意 見交換	(2) 選定テーマの意 見交換	(2) 選定テーマの意 見まとめ		
委員の任期 令和8年1月～令和10年12月			次期委員の任期 令和11年1月～		
		ニーズ調査実施	計画策定作業	次期計画スタート	
		(1)と(2)の意見を反映			

任期中の会議(イメージ)

開催予定		(1) 点検・評価・方向性の確認 (毎年度)	(2) 選定したテーマの意見交換 (次期計画に向けて)
令和8年度	第1回 4月24日(金) 15:00~16:30		・課題の共有と意見交換 各々の立場における課題を共有し、意見交換を行う
	第2回 7月10日(金) 15:00~16:30	・令和7年度の評価について① 各所管の内部評価を報告し、内部評価に対する意見を伺う	・審議テーマの選定に向け意見交換 第1回を受けて会長から話を伺い、テーマ選定に向けて意見交換を行う
	第3回 10月19日(月) 17:00~18:30	・令和7年度の評価について② 第2回の意見を踏まえ、評価と取組の方向を確認する	・意見交換 選定テーマについてヒアリングや意見交換等を行う
	第4回 1月20日(水) 18:00~19:30		・意見交換のまとめ ・次年度の進め方について
令和9年度	第1回 4月頃		
	第2回 7月頃	・令和8年度までの評価について①	
	第3回 10月頃	・令和8年度までの評価について②	
	第4回 1月頃		
令和10年度	第1回 4月頃		
	第2回 7月頃	・令和9年度までの評価について① ・ニーズ調査への反映について	・ニーズ調査への反映について
	第3回 10月頃	・令和9年度までの評価について②・ 次期計画への反映について	・次期計画への反映について

① 第1期多摩市こども計画 施策の体系

基本方針	施策	具体的取組	重点事業
① 子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います	1-(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進	1-(1)-① 子ども・若者の権利に関する普及啓発 1-(1)-② 子ども・若者の意見表明・参画の促進	子ども・若者の権利に関する普及啓発 子ども・若者の意見表明・参画の促進
	1-(2) 子ども・若者の居場所の充実	1-(2)-① 子ども・若者の居場所の充実	児童館における子育て支援事業
	1-(3) 子ども・若者の権利侵害の防止	1-(3)-① 児童虐待・いじめ防止対策 1-(3)-② 社会的養護の推進 1-(3)-③ ヤングケアラー支援	児童虐待に関する予防・相談 社会的養護を必要とする子どもへの支援 ヤングケアラー支援の推進
	1-(4) 子ども・若者の育ち支援	1-(4)-① 子ども・若者の育ち支援	児童館における子育て支援事業(再掲)
② 子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります	2-(1) 貧困対策の推進	2-(1)-① 生活困窮家庭への支援 2-(1)-② ひとり親家庭における子どもの生活の安定に向けた支援	就学援助制度 ひとり親家庭の子どもに関する相談支援
	2-(2) 障がい児(者)・医療的ケア児(者)等への支援	2-(2)-① 障がいのある子ども・若者への支援 2-(2)-② 医療的ケア児(者)への支援	障がい児等への福祉サービス 医療的ケア児(者)への支援
	2-(3) 様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援	2-(3)-① 非行や犯罪等から子ども・若者を守る取組 2-(3)-② その他様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援	社会を明るくする運動 自殺防止に関する普及啓発
③ 子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います	3-(1) 誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援	3-(1)-① 妊娠期からの切れ目ない保健・医療の確保 3-(1)-② 幼児教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 3-(1)-③ 幼児教育・保育の質の向上と保幼小連携	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) 多摩市こども誰でも通園事業 保育人材の定着・確保事業
	3-(2) 学童期から思春期までの切れ目ない支援	3-(2)-① 学童期の保育の充実 3-(2)-② 放課後の子どもの居場所の充実と健全育成 3-(2)-③ いじめ、不登校、ひきこもりへの支援	放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 放課後子ども教室(再掲) スクールソーシャルワーカーの活用
	3-(3) 若者への切れ目ない支援	3-(3)-① 若者への就労支援等の推進 3-(3)-② 少子化対策の推進	生活困窮者等支援事業(再掲) 子ども・子育て支援施策の積極的周知・PR
④ 子育て世帯が安心して子育てできる環境を整えます	4-(1) 子育てや教育に係る負担軽減	4-(1)-① 家事・育児に係る支援 4-(1)-② 経済的な負担軽減	子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)(再掲) 幼児教育・保育の無償化
	4-(2) 親支援の充実	4-(2)-① 親支援の充実	利用者支援事業(子育てマネージャー)
	4-(3) ひとり親家庭への支援	4-(3)-① ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活全般(経済的支援含む)に関する相談支援
	4-(4) 安全・安心なまちづくりの推進	4-(4)-① 安全・安心な社会環境の整備	公園の整備及び管理

※「具体的取組」を評価・検証するための事業として「重点事業」に目標値を定めています。

② 第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画の体系（法定施策等）

（★は今期計画の新規事業、網掛けは未実施）

1 子どものための 教育・保育給付	① 施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所
	② 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等
2 子育てのための 施設等利用給付	① 新1号認定(3～5歳) 認定こども園、幼稚園
	② 新2号認定(3～5歳) 認定こども園、保育所、幼稚園
	③ 新3号認定(0～2歳) 認定こども園、保育所、認可外保育施設
3 乳児等のための 支援給付	① 多摩市子ども誰でも通園事業 ★
	① 利用者支援事業
	② 時間外保育事業(延長保育事業)
	③ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
	④ 放課後子ども教室事業
	⑤ 子育て短期支援事業
	⑥ 乳児家庭全戸訪問事業
	⑦ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	⑧ 子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)
	⑨ 一時預かり事業 幼稚園の預かり保育、保育所の一時保育
	⑩ 病児・病後児保育事業
	⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
	⑫ 妊婦健康診査
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑮ 子育て世帯訪問支援事業 ★
	⑯ 児童育成支援拠点事業 ★
	⑰ 親子関係形成支援事業 ★
	⑱ 妊婦等包括相談支援事業 ★
⑲ 産後ケア事業 ★	

4 地域子ども・子育て支援事業